

## 《埼玉障害者まつり特別企画 シンポジウム》

### 「考えよう！特別なニーズをもつ生徒 ・ 障害をもつ生徒の『後期中等教育』」

高校、高等養護学校、養護学校高等部、高校内の養護学校分校  
どこで、なにを、どう学ぶか

○日時：2006年10月22日(日) 10:00～12:00

○会場：埼玉障害者交流センター

○主催：埼玉県教職員組合障教部・埼玉県高等学校教職員組合障教部

#### \*パネリスト

長 正晴 氏 (県立和光養護学校)

「障害の重い子どもたちの高等部教育の保障」

夏目保男 氏 (県立羽生高校)

「『発達障害』のある生徒の教育権保障ー一定時制高校の現場からー」

小野知二 氏 (埼玉県高等学校教職員組合)

「埼玉県の高等養護学校・高校内分校等をめぐる状況」

久遠貞志 氏 (県立上尾養護学校)

「すべての子どもたちに豊かな教育内容を」

#### \*コーディネーター

櫻井宏明 (県立川島ひばりが丘養護学校)

【連絡先】 埼玉県教職員組合障害児教育部

048-824-2511

埼玉県高等学校教職員組合障害児教育部

048-822-7421

## ■川名光男氏（埼高教障教部部長）

みなさん、おはようございます。司会を務めます埼高教障教部部長の川名です。

昨年度、高等養護学校ができるという話になったとき「それはどういうものなのか？」という疑問が地域の中学校を中心に広がりました。そこで、障害を持っている青年期の人たちの教育について話し合うため、第1回目のシンポジウムを行いました。今年度はその2回目で、もう少し幅広くとらえました。

定時制・訪問教育・病弱教育・障害の重い子などなど、埼玉県下で、特別な障害やニーズを持っている子どもたちの後期中等教育の現状と課題をみんなで考えようこの企画を準備しました。それでは最初は主催者を代表して埼教組障教部副部長の近藤よりご挨拶をさせていただきます。

### 【主催者あいさつ】

## ■近藤氏（埼教組障教部副部長）

埼教組障害児教育部副部長の近藤です。川口の安行中学校で、特学の担任をしています。今日のテーマに沿った情報として最初にお話しします。10年前と比べ小学校の障害児学級で学ぶ子どもたちは200名近く、中学校の障害児学級で学ぶ子どもたちは60名近く増加しています。通級指導教室も同様で2000年の小学校の情緒障害の教室は24名だったのが、2006年には235名と、やはり200名近く増えています。私が今の中学校に赴任した6年前、障害児学級は7名でスタートしたのが、今は21名です。来年はさらに増えて25〜6名になりそうです。これは余談ですが、川口の小中学校は選択制になって

います。ですからこれから人数が増えていくと、安行中の特学に入るためには抽選が行われる可能性も出てきます。小学校でも学区内の子どもは入れるけど、近隣からの希望者はもしかすると入れない、という事態が生まれかねない状況にまでなっています。

このことは、今から話される高校や養護学校の高等部、高等養護学校、養護学校の高校内分校にすべて結びついてゆく問題です。なぜそんなに増えるのか、についてしっかりと分析することが行政にとっても私たちにとって喫緊の課題ではないかと考えています。

子どもたちと保護者がこのように「適切な教育の場」を求めています。その行き先である後期中等教育の場についての論議が余りにもなさすぎるのではないかと、思っています。

今日は小中学校の教員や保護者、養護学校の先生方もいらっしやっています。状況を出し合って、今後の後期中等教育のあり方について考えるきっかけになれば、と思っています。どうぞよろしくお願いします。

## ■櫻井宏明氏（コーディネーター）

昨年度は高等養護学校問題を考えるシンポジウムでしたが、今年はさらに視野を広くしました。例えば発達障害を持った子どもたちと保護者は高等養護学校にすぐ期待していたのに、高等養護学校に入学するためには知的障害を持っていないことが分かりました。また定時制等で学んでいる発達障害の子どもたちの実情はどう

でしょうか。障害の重い子どもや病気療養児の後期中等教育の立ち後れもあります。

そういった問題も含めて、すべての子どもたちに豊かな後期中等教育を保障する、ということを中心にしながら考えてゆきます。フローからの具体的なお話も期待しています。

またこのような「場の問題」と同時に「何を学ぶか」という問題があります。学校だけでなく、その先の進路はどうするのか。狭い社会的自立ではなく、もっと広く子どもたちが自立してゆくためにどう支援するかも視野に入れる必要があります。

さっそくパネラーの方々から発言をお願いします。

## ■長正晴氏（和光養護学校 全国訪問教育研究会事務局長）

こんにちは。和光養護の長です。私は今まで施設での訪問教育を10年、在宅6年と、ずっと訪問教育にとりこんできました。主に障害の重い子どもたちの訪問教育について4つの観点からお話いたします。

### ○訪問教育の概要について

最初に「訪問教育とはどういうものなのか」について概略をお話いたします。

養護学校義務制実施を目前に控えた1978年（昭和53年）7月、当時の文部省は「季刊・特殊教育」に「訪問教育の概要（試案）」という文書を掲載しました。そこで訪問教育について次のように述べています。

「訪問教育は、心身の障害の状態が重度であるか又は重複しており、養護学校等に通学して教育を受けることが困難な児

童・生徒に対し、養護学校等の教員が家庭、児童福祉施設・医療機関等を訪問して行う教育であると言える。」

この定義は、今現在もほぼこの通りに通用するものです。実際には障害の程度だけではなく、家庭環境や通学手段の不備などから通学出来ないため訪問に措置されるケースや、本当は肢体不自由の養護学校に通学させたいのですが学校が遠すぎるため近くの知的障害養護学校から訪問を受けているケース、さらにこれが最も多いのですが「施設や病院に入所入院しているために訪問教育を受けている」というケース等があり、実に様々な事情で訪問教育を受けている子どもたちがいます。

授業は在宅で週3回、施設や病院では、それより少し多い回数となっています。1回の時間はだいたい2時間程度です。通学している子どもたちは5時間近い時間を学校で過ごすわけなので、その意味では非常に短いものです。

児童生徒の実態が多様なので、授業のやり方もそれに応じて様々となっています。最も多いのは「自立活動を中心とした」ものですが「知的障害養護学校の課程」「教科指導」などもあります。

### ○障害の重い子どもたちの後期中等教育

次に、訪問教育における高等部問題について触れます。

1997年度まで、訪問教育の子どもたちには、高等部教育が保障されていませんでした。中学部3年生を卒業したら、学校教育から離れなくてはならなかったのです。それが97年度から試行的に「高等部での訪問教育」が実施され、2000年度

から制度として正式に運用されるようになったのです。それは今からわずか6年前の出来事です。

訪問教育のままでは高等部に進学できないとなれば、通学への教育形態変更をしなければなりません。しかし中学部3年生まで訪問で過ごしてきた子どもたちが、高等部になったからとっていきなり通学できるものかどうか、誰が考えても無理なのは分かり切ったことです。

私の学校の例です。施設内で中三まで訪問教育を受けていた女の子がいました。その子は経管栄養に加えて日常的に体調が安定せず、発熱も時折見られましたので、施設や家庭など“生活の場”で教育を受けることが望ましいと思われる子でした。保護者はその子に対する高等部教育を強く希望なされたので施設側もその意を受け入れ、教育形態を変更し、無事入学することができました。

当時はメディカルサポート事業などありませんから経管栄養であるこの子が登校するためには病棟スタッフが同行しなくてはなりません。そのための勤務調整が必要なために登校日が限定されることに加え、本人の体調もなかなか安定せず（明日は学校と言われると緊張してお熱を出したりした子でした）なかなか登校できません。結局3年間で40日足らずの出席日数で卒業してゆきました。それしか彼女には選択肢がなかったのです。全国あちこちでこれに類する話がありました。

なぜ訪問の子どもたちだけ残されたのでしょうか。1979年、養護学校は義務制になったものの、多くの養護学校では小中学部までの教育しか保障されていません

でした。しかし後期中等教育保障を求める声の高まりの中、養護学校高等部設置運動が盛り上がり、全国的に高等部設置が進んでいきます。その時、訪問対象児までも含めて整備できれば、問題はその時に解決していたのですが、実際にはそうはなりませんでした。1992年当時の文部省教科調査官は「なぜ訪問教育で高等部が実施されないのか」という問いかけに対し「現在はまだ学校の数が少ないので、できるだけたくさん養護学校高等部を作り、そこで学校教育を行なっていく方向で考えている。まず土台を整備していくのが先である、と考えている。」と述べています。この発言は、次の2つの意味で矛盾しています。

まず92年当時、埼玉県では養護学校高等部はほぼ全入という状況でした、つまり「土台の整備」は終わっていたにもかかわらず、「訪問だから」という理由だけで認められていませんでした。さらに訪問教育の高等部実施に何も「箱もの」を準備する必要はなく、論点がすり替わってもいます。

このような別次元の問題はありましたが、総体として障害の軽い子どもたちの条件整備を先にした結果、訪問の子どもたちが割を食ったと言えるでしょう。

もちろん、全国の担当者たちは黙って指をくわえていたわけではありません。あの手この手を使って、高等部相当の教育を保障しようと努力を重ねてきました。学籍を付与せず聴講生というような扱いにしたり、通学部にて在籍していることにして実際には訪問指導を行ったりしていました。その頃、全国の訪問担当者が集まって高等部についての話をすると「このことはオフレコでお願いします」という言い方がよくな

されてきました。高等部で訪問教育を実施していることが公になることを望んでいなかった地方がたくさんあったのです。

#### ○要求実現のために結束した親たち

さて、このような状況に穴を開けたのは、保護者でした。石川県の養護学校で訪問教育を受けている保護者の方々が声を上げたのです。95年8月、全国訪問教育研究会第8回埼玉大会で「保護者ととともに訪問教育を考える」という分科会が開催されました。そこで石川県のお父さんが「全国訪問教育親の会を作り、高等部を実現させましょう」と呼びかけて下さったのが、運動の始まりでした。さっそくその場で親の会が結成され、全国に署名を呼びかけてゆくことが確認されたのです。

ここで一気に話をはしりますが、全国の親の会は最終的に40万筆以上の署名を集め、97年度からの試行的実施にこぎつけることができました。しかし同時に埼玉県としてその試行を実施する、と言わせるために、県議会への請願が必要になってきました。

1年遅れて翌年の8月に「埼玉県訪問教育親の会」が結成され、県議会への請願署名活動を展開してゆくことになりました。学校教育に携わっている私たちでさえ、教育行政へ物申すのはなかなか大変なことです。普段は別の仕事をなさっている保護者の方々は、なおさらのことですが、親の会の代表を教員が担うわけにはいきません。あるお父さんに代表になって頂きました。

運動の最初の頃、こんなことがありました。保護者の方々から直接、話を聞いても

らう場を設定するため、特教課に電話をして主旨などを説明することになりました。お父さんは「こういうのはよく分かっている長先生がやった方がいいでしょう」とおっしゃいますが私は「担当者が話すよりも、お父さんが直接話をした方が特教課は絶対に聞きますから、電話をして下さい」とお願いをしたのです。

お父さんは特教課に電話をしたのですが、うまく主旨などをお話することができず、リタイヤしてしまいました。その夜、私の家に電話がかかってきました。お父さんとしてはもう誰か他の人に替わって欲しくて電話をして下さったのだらうと思うのですが、私は心を鬼にして「お父さんが電話をすることが一番大切なんです」と再度申し上げました。そして次の日、見事に会見の約束がとれた、という喜びの電話を頂くこととなったのです。

その後、様々なことがありましたが、最終的に県議会は親の会の請願署名を採択し、埼玉県では97年度から試行的に、そして2000年度からは学習指導要領の改訂によって本格実施となり、今に至っています。

#### ○高等部問題に関わって訪問教育として残された課題

最後に高等部問題に関わって訪問教育として残された2つの課題に触れます。

1つは「病気療養児の訪問教育」です。埼玉県における病弱教育は病弱養護学校で実施されているものが大部分で、その他、病院内学級、病弱学級があります。そこに2001年10月1日、肢体不自由養護学校における病気療養児の訪問教育が開始

されました。かいつまんで言うと、病院に入院している小中学校の子どもたちに対し、養護学校の教員が訪問して授業を行うという制度です。指導回数や時間は在宅訪問に準じて、1回2時間、週3回程度ということになっています。私の学校では今年の6月に対象児が入院してきたため、3か月余りという短期間ですが病院に訪問して授業を行ってきましたが、これにもいろいろな問題点があります。

訪問教育という規定なら高等部まで対象とすべきですが、そこが外されています。また病気療養児の教育という規定なら指導回数や時間は通常学級に準じなければならぬはずなのに、訪問教育のレベルになっています。つまり両方の制度の弱い部分だけを適用している制度になっているわけですが、ここでは「病気療養児には高等部教育が保障されていない」という点を強調しておきたいと思います。

2つ目は訪問教育独自の問題ではありません。「過年度卒業生への対応」です。義務制施行時に学齢を越えた方々への教育という問題です。つまり1979年に15歳を越えていた方々、今の年齢で言うと43歳を越える方々、ということになります。これらの方々は義務教育も全く受けることができませんでした。またそれより年齢が下でも訪問に措置されていたため、高等部教育を受けることが出来なかった方々もいます。

このような人たちの「教育を受ける権利を守る」運動が、各地で始まっています。受け入れ状況としては「小学部6年生に受け入れて、それから中高6年間の教育」という地方や「小学部6年生に受け入れて、

中学部卒業まで」という地方「中学部3年生に受け入れて、高等部3年間の教育」など、その地方の状況によっていろいろありますが、教育を受ける権利保障の観点から極めて重要な取り組みだと思います。

私がかつて仕事をしていた施設でのことです。今から19年前に施設内訪問教育の担当となりました。そこでは学校職員有志が「青年学級」を開催していました。勤務時間が終了してから施設に赴き、義務制当時すでに学齢を越えていた人たちへの“授業”を1時間程度、行っていたのでした。事情があって私は数回関わっただけでしたが、その数回での出来事はとても印象に残っています。脳性マヒでアテトーゼの方でしたが、ベニヤ板で作った文字盤を足指で指しながら、一所懸命に話しかけてくれました。きちんとした学校教育を受けることはなくても文字を覚え、自分なりのコミュニケーション手段を獲得していったのです。後年、この取り組みは放課後ではなく、休日の「絵画教室」として発展し、今でも有志の手によって続けられていると聞いています。有志の取り組みは素晴らしいことですが、いつまでもボランティアに頼っていて良いものではありません。

国は「ナショナルミニマムは概ね達成された」と言っているようですが、ここで問題にしたいのはそれでも残されてしまった少数の方々のことです。「概ね（おおむね）」というザックリとした固まりを切り取った後に残された方々にきちんと光を当てることが考えられなければなりません。

いくつになっても「学びたい！」と願う方々の要求に応えるため、私たちのやらな

ければならないことは、まだまだ残されている、と思っています。

資料の中に「訪問教育過年度卒業生への対応についての学習会（ランチタイムセミナー）」を入れました。また「訪問教育の現状と課題(労)」を一部500円で販売しています。よろしければどうぞ。

## ■櫻井氏

ちなみに、病气療養児の教育というのは通常の小中学校に在籍していて、ケガや病気で入院した子どもが対象です。障害を持っていない人も、いつ関わりになるかわからない問題だと思います。

## ■夏目保男氏（羽生高等学校）

みなさん、こんにちは。私は羽生高校という単位制の定時制高校に勤務して3年目になります。前任校は行田養護学校でした。それ以前は高校を数校経験しています。

### ○埼玉県の公立定時制高校・通信制高校の現状

埼玉県の公立定時制高校・通信制高校は、全部で4タイプあります。

1つには、夜間定時制高校。従来からある全日制高校の同じ校舎を使い、夜の時間帯に学ぶタイプです。

2つ目。羽生高校は三部制の独立した定時制高校としてスタートしました。午前部・午後部・夜間部に分かれていました。歴史が古く、再来年度には60周年を迎えます。時代の流れで88年には午後部を廃止して二部制にして、98年度から「単位制による定時制課程」に改編しました。単位制というのは学年制ではなく、基本的に

学年はありません。本校では年次という言い方をしています。3年以上在籍して74単位以上を取得すれば卒業できるというシステムです。自分で自由に教科科目を選べる特徴があります。

先ほど申しましたように、本校は普通科昼間部と夜間部の二部制です。メリットとしては、定時制と言いながらも教科科目の選び方次第では3年間で卒業できる、ということです。全定併設の定時制と一番大きく違うのは夜間部と昼間部があっても、分掌などの職員組織は1つだ、ということです。ちなみに私は2年目まで夜間部にいて、この4月から昼間部です。持ち時間の関係で昼間部の職員が昼間部の授業に出ていたりします。

昼間部は倍率1.2倍を越えており、1年次3クラス、2年次4クラス、3年次3クラス、4年次2クラスで250名を越えています。夜間部は二次募集をしながら最終的に0.5〜6倍程度です。1学年1学級で、全学年合わせても50数名しかいませんから、平均すれば一学年10数名です。本校の夜間部について言えば、単位制ではありますが、夜間定時制の雰囲気があります。

3つ目が今いろいろ問題にされている「パレットスクール」です。「いきいきハイスクール整備計画」に基づいて数年前から着々と進められている「新しいタイプの定時制単位制高校」です。最初に開校したのが戸田翔陽で今年2年目です。三部制となっており、午前部・午後部・夜間部とあります。08年度には狭山新校ができますが、ここは昼夜二部制の定時制高校（総合学科）です。さらに今年7月に吹上新校の

案が発表されました。10月13日に計画策定された内容によると二部制の総合学科で、定時制でありながら通信制との併用システムを模索することになっています。

統廃合問題については倍率一倍を切っている夜間定時制高校が対象になっています。吹上新校も鴻巣や熊谷女子などいくつかの定時制を統合して戸田翔陽に並ぶタイプの学校を作る、という発想によっています。

4つ目。通信制は埼玉の公立では大宮中央高校一校しかありません。この学校には「通信制課程」「単位制による通信制の課程」「単位制による定時制の課程」と3つのパターンがあります。ここの定時制は一部制（昼間部のみ）で、数年前から10月入学を受け入れているという特色があります。

#### ○定時制高校の現状

定時制高校に通っている生徒は「不登校経験のある生徒」「非行問題行動のある生徒」「障害のある生徒」「家庭的・経済的に困窮している生徒」「働きながら学ぶ生徒」「転入や編入してくる生徒」など様々です。ここでは「障害のある生徒」について本校の現状をお話します。

羽生高校には現在、中学部まで肢体不自由養護学校に在籍していた生徒がいます。また、知的障害の特学に在籍していた生徒もいます。発達障害については診断名がはっきりとしている生徒は本校にはいません。しかし授業をやっていて『LDかな…』と思われる生徒は、全日制に比べると比率としては高いと感じます。さらに統合失調症などの精神疾患のある生徒もいます。学

力的にも差が大きく、さながら日本の教育現場の縮図のようです。

「羽生高校は障害のある生徒を受け入れています」と宣伝しているわけではないし、障害のある生徒を対象の教育課程が整備されているわけではありませんが、結果的にそういう生徒が入ってきています。

本校ではありませんが、アスペルガー症候群で、養護学校高等部に1年間在籍してから西部の夜間定時制に入った生徒がいます。養護学校の担当者が引き継ぎのため学校に行ってみたら、その職員が全員（8名）で対応してくれた、というんです。8名だから集まれたわけです。その場で、それまでの状況や保護者の考え、養護学校での対応、高校に要望する事など、全部の職員が情報を共有でき、入学した直後からその生徒の実態がよくわかっている、ということになります。

先に申しました通り、定時制高校が障害のある生徒に対応できる教育課程が整備されていたり、障害についてよく知っている職員が多いわけではありませんが、小規模校だからこそ対応できるのだと思います。その意味では私が今年いる昼間部は組織が大きいので難しさを感じています。

夜間部の例について言うと、心因性の問題で、場面によって手足が動かなくなったり目が見えなくなる症状が表れる生徒がいます。保護者の要望があり、主治医のところへ職員が3人が行ってきました。組織としての「校内委員会」はないし「特別支援教育コーディネーター」もいませんが、職員室に夜間部職員全員8人が集まって3人から話を聞き、情報を共有することができました。

夜間定時制高校が障害のある生徒たちに「結果的に対応できている」のは、このように人数が少ない小規模校のメリットを生かしているからだと思います。

○高校における「特別な教育支援を必要とする生徒」の支援に向けて

私は定時制高校にグレーゾーンの子どもたちがいることを知り、養護学校から異動しました。高校の先生方でこの問題に関心を持っているのはまだまだ少数です。

「教科学習」を、できれば「伝統校」で教えたい、というのが大多数の高校の先生方の気持ちだと思います。教科教育の専門家という意識がありますから、授業において障害に特化した取り組みは難しいと感じています。私は養護学校を経験したので、少しずつですが職員研修会等で話をしています。小中学校で行われている特別支援に特化した組織的な取り組みが高校でも必要だと思います。

本校にいる肢体不自由の生徒は手足に障害があります。その生徒は職員の意識がたとえ高くなくても「目に見える」わけです。ところが発達障害や軽度知的障害の生徒は「目に見えない」から支援や配慮が後手に回ってしまいます。いずれの生徒も支援が必要なのは当然なことで、ここが問題ではないかと感じています。

#### ■櫻井氏

発達障害という診断がなくても、それに近い方がたくさん入学しているのでは、と思いますし、青年期を迎えて小中学校で示した症状とは異なった二次的な障害像を示す方も多いのでしょうか。全国的には私

学において不登校などの生徒を支援する取り組みを始めている学校もあります。公立高校にはずいぶん差があり、きめ細かい支援を考えていかないといけない、と思いました。

そのような具体的な実情も踏まえ、埼玉県の高専養護学校、高校内分校の問題、発達障害を持った子どもたちや就労に結びつく子どもたちの教育の場はどうか、そのあたりについて埼高教の書記次長の小野さんをお願いします。

#### ■小野知二氏（埼玉県高等学校教職員組合書記次長）

埼高教の小野といいます。県内の高専養護学校、高校内分校などの問題について報告します。

#### ○県内障害児学校の深刻な教室不足問題

まずはじめに障害児学校の深刻な教室不足について発言します。2002年には4276人だった障害児学校の生徒が今年度4762人となりました。486人の増加です。7年間では700名増加で、ここ数年間ほぼ100人ずつ増で来年度も同様と見込まれます。しかし埼玉県は7年前に川島ひばりが丘養護学校を建設して以来、学校建設を行っていません。その結果、障害児学校の教室不足、過大・過密は極めて深刻な事態です。県教委も組合との交渉の場などで「200以上の教室が不足しており、学校数でいうと5校ほど作る必要がある」と正式に回答しています。

私は3月まで浦和養護学校に勤務していました。県内の知的障害養護学校で一番の大規模校です。110人規模の学校に2

35人が在籍しています。毎日が「200%乗車率」だとよくいうのですが、1つの教室に2つのクラスが入り、特別教室や会議室はすべて普通教室に転用して授業を進めています。まさに学習権侵害・人権侵害の状況です。他にも児童生徒数が200人を越える学校が県内には6校あります。若干ばらつきがあるもののすべての地域で養護学校で過大・過密化が進んでいます。

知的障害養護学校だけはありません。肢体障害の越谷養護学校は児童生徒数が208人となり、昨年度の全国調査でいうと全国ワースト7位、という状況です。越谷養護学校の過大・過密解消のため1989年に宮代養護学校が出来たわけですが、既にその当時の児童生徒数に匹敵しています。

私たちはこの間「教室不足」解消、抜本的な解決のために新たな学校建設をと取り組んできました。とりわけ昨年度は県議会に5万を超える署名を集め、議会請願を行いました。結果的に共産党と民主党のみの賛成で、不採択となりましたが、しかしすべての会派が趣旨については理解を示し、「教室不足」を認めざるを得ませんでした。それならば賛成してくれてもという思いはあるのですが、しかし毎年取り組んでいる署名活動などを通し、かつては「生徒数の増加を見ながら」とか「財政上困難」の一言で私たちの要求に背を向けていた県教委も、「教室不足解消は喫緊の課題」として一定の方向を打ち出さざるを得なくなってきました。この間「校舎増築」を進め、とりわけ今、「教室不足対策事業」として3つの事業の予算化が行われている

ます。

1つ目はご存知の「高等養護学校」開校です。「さいたま桜高等学園」と「羽生ふじ高等学園」が来年度開校となります。当初は1校の予定であったものを、関係者の強い要求で2校開校になりました。

2つには「高校内養護学校分校」です。2008年、川越初雁高校（川越養護学校分校）・大宮武蔵野高校（大宮北養護学校分校）・草加西高校（三郷養護学校分校）の3校に設置されることが9月21日の教育委員会で正式決定しました。

この2つ目について私たちは問題点があると考えていますが、3つ目は私たちが強く要求してきた「既存の知的障害養護学校高等部を分離独立させた高等部単独校」の建設です。

革新県政だったときには、毎年養護学校が建設され、19年で24校開校しました。しかし、今、この3つの施策については、かつてほど単純ではありません。

現在、国レベルの構造改革が進んでいます。「安上がり」の障害児教育政策のなかで、簡単に学校を作ることにはなりません。来年開校する二校の高等養護学校にしても「さいたま桜高等学園」は衛生短大の跡地を、「羽生ふじ高等学園」は高等技術専門学校の跡地を、それぞれ利用することになっています。高校内分校にしても高校の空き教室がない中で設置しています。と同時に「豊かな青年期教育」ということではなく、東京などで端的に言われているように「これからの障害児教育は『タックス・ペイヤー』を育てるものだ」ということです。障害のある子どもたちの中でも差別・選別を持ち込みながら、一部の子

どもたちに狭い意味での職業教育を徹底的にすすめるという現実があります。

#### ○高等養護学校について

そもそも高等養護学校は「100%就労」をコンセプトにしている「新しいタイプ」の養護学校です。出願資格は両校とも「知的障害の程度が比較的軽い者で、自力通学が可能な者」と限定しています。かつて、養護学校義務制を実現する中で「学校に子どもを合わせるのではなく、子どもに合った学校を作ろう」を合い言葉にしてきましたが、この養護学校はまったく逆です。

「さいたま桜高等学園」は4学科8コース、1学級8人ずつで2コース、4学科ですから1学年が64人、3学年で192人にもなり、極めて大きな規模の学校です。200人近い学校というのはかなりの大規模校ですから、一人ひとりに行き届いた教育ができるのかそもそも疑問です。先ほど夏目さんは「学級規模が小さくて一人ひとりに目が届く教育が出来る」というお話をして下さいましたが、それに全く反することです。「羽生ふじ高等学園」は若干規模は少ないのですが、2学科4コースで96人です。2校は12月に入学試験を行うことになっています。

高等養護学校の問題点をいくつか指摘しておきます。

まず「職業教育偏重」の問題です。私たちは職業教育そのものを否定するものではありません。しかし高等養護学校は職業訓練校ではないのですから、職業教育は普通教育の一貫として位置づけられるべきものです。いくつかの特定の職業に特化した職業教育を進めることは問題でし、現在

の産業構造の変化のなかで特定の職業について訓練的に学ぶことが就職に結びつくとはいえません。必要なのは青年期にふさわしい「わかる力」や「かかわる力」を育てることを大切にしたい学習です。

2つには全県一学区で進路保障やアフターケアが可能なのか、という問題です。

3つには学校給食を実施せず、スクールバスもないことです。「食教育の充実」が言われているなかで、また通学手段を保障する上でも、行事等を実施していくためにも重要な要素です。

4つには開校までの進行状況についての問題です。何よりも正しく十分な情報が伝わっていないということです。まだまだいろいろあるのですが時間の関係で次にいきます。

#### ○高校内分校について

高校内分校については「教室不足」解消と「ノーマライゼーション」とを全面に押し出しています。計画は昨年度からすすんでいましたが、当該校にはこの6月に突然「再来年度から分校を設置する」ことを提示してきました。県教委は「空き教室がある」「障害のある子どもたちが通学するのに便利」というのを選定の理由に挙げています。確かにある程度の教室が空いているのは事実ですが、3校ともその空き教室をフルに活用し、選択授業や、部活動、生徒会活動などを行っていました。現場の努力で生徒が意欲的に学習し始めているなかで、まるで突然「土足で踏み込んできた」と現場からは抗議が起きました。そもそも教室不足をいうのなら学校建設をするべきですが、分校というのは極めて安上がり

な方法です。

決定された9月21日の県教委は、私も傍聴していましたが、興味ぶかい議論がありました。ある教育委員（浦和レッズ元社長・犬飼氏）は「教室不足解消のために高校内分校を作るというのなら、なぜ新たな学校を作らないのですか。分校でどのくらいの教室不足が解消するのか」という質問に対して「3割です」と県教委は答えました。「3割程度でそもそも教室不足が解消するといえるのか。本来なら学校を作るのが筋だろう。小手先の解決策では進まないのではないかと何度も発言しています。まさにその通りだと思います。

また教育委員会委員長の上條さんは「新たな課題を進めてゆくとき、その高校に対して一定の負担や課題を持ち込むわけなので、当然、人的な配置も含めて検討すべきではないか」という発言をしていました。これもまったくその通りです。

ノーマライゼーションというのであれば、教室不足をいうのであれば、障害のある子どもたちにとっても高校生にとっても十分な学習権が保障がされる条件整備や教職員の配置などを進めるべきですが、そこを怠ったままではいけません。

以上雑ぱくですが、資料に埼高教としての「見解」や「ニュース」を入れましたのであとでご覧ください。

国レベルでの「コスト」論に基づく障害児教育のリストラ政策が進められているなかで、埼玉県でも私たちの創り上げてきた「権利としての障害児教育」を充実・発展させていくのか、そうでないのか、今、まさに重要なせめぎ合いの時期であることを強調しておきたいと思います。

## ■櫻井氏

「100%就労」というのは、法定雇用率を上げる関係で、障害者手帳あるいは療育手帳を持っていることが前提となっていることであり、手帳を持っていない人たちの就労が保障されるものではありません。そういうこともあって高等養護学校や高校内分校から手帳を持っていない人たちが排除されているのだと思います。

小野さんからは「どこで」という居場所の問題で発言をして頂きました。次に「何を」という教育内容が問われると思います。養護学校高等部には、中学部から上がってきた子どもたち、障害児学級から進んできた子どもたち、通常学級から来た子どもたちがいます。そんな高等部での実践はどうなっているのか。どんなことを大事にしてきたのか、3年間を終えて卒業するに当たって何を大切に考えているのか。上尾養護学校の実践を紹介して頂きます。

## ■久遠貞志氏（上尾養護学校）

○上尾養護学校について

今は進路指導担当なので、2年ほど前から授業をやらずに外回り、職場開拓、関係機関との連携で動いています。先ほど教室不足の話がありましたが、本校でも新高一が38名入学してきました。従来24〜27名程度だったので急に増えました。高等部の教室が足りなくなり、会議室を半分に仕切ったり、作業室を削ったりして何とかしのいでいますが、今後も増える傾向があり、新しい養護学校を作らない限り基本的には解決しない、と思っています。

上尾養護学校は1979年、春日部養護

学校の分校として開校しました。児童生徒数は165名、うち高等部が87名です。上尾・桶川・伊奈が学区です。また久美学園（さいたま市）という知的障害児施設からバスを2台使って45分かけて通っている子どもたちがいます。もともと久美学園は浦和養護学校が学区なのですが、浦和養護学校の過密のため、10年前から本校に通学しています。

重度多様化が言われていましたが、最近では軽度の生徒も多くなりました。でも自分を見つめる力や集団の中で一緒に活動する力の弱い子どももおり、作業の場と一緒にいることができずに廊下でウロウロしているような子どもが増えています。

本校の教育目標は「憲法・教育基本法の理念に基づき、卒業後の自立を目指して児童生徒の障害を軽減克服するとともに、全面的な能力の発達を促し、豊かな人格の形成をはかる」です。どこの高等部もそうでしょうが、長年の実績の積み重ねにより形ができてきていると思いますので、特に本校で大事にしていることを話します。

## ○教科指導

まず教科学習です。従来、下校時間は一律14時30分でしたが、週2回の15時15分下校を行うようにしました。そのため学習時間が週15コマから17コマに増え、うち9コマを教科学習に充てています。

課題別グループとして「C」「A（エース）」「ゆうゆう」という3つのブロックで教育課程を編成しています。「ゆうゆう」は教科学習ではなく発達段階で言うと1歳前の子どもたち。「A」は1歳から5歳

の子どもたちで、話し言葉を獲得しながら書き言葉へ、という段階の子どもたち。「C」は話し言葉を充実させながら書き言葉を使って表現活動を豊かにしてゆく段階の子どもたちです。

教員としては卒業後の生活を見据えた、青年期にふさわしい題材を考えて、生徒と共に創る、どの子どもも分かる授業を大事に考え、次のような4つの視点を持っています。

1つには、国語、数学、社会、理科などの実践を通して基礎学力（分かる力、考える力）を高めるように取り組んでいます。それは「自然や社会に対して興味関心を持って欲しいこと」「自分で考え表現する力を豊かにして欲しいこと」「周りの人、仲間、命を大切に思う気持ちを高めて欲しいこと」を込めています。高等養護学校では、一部のハイ・タレントを育てる教育になるようですが、障害が重くても教科学習やそれにつながる取り組みをすることによって人間的に豊かな生活を送る力をつけることが大事だと思います。

2つには、文化的感性や創造力を育てて文化の担い手になることです。修学旅行で沖縄に行った時にはエイサーを、長崎に行った時には蛇踊りを、それぞれ地元の人から直接、教えてもらいました。このような活動を通し、どう心を動かし感動してそれを力にしてゆくか、そのように本物に接する学習を大切にしています。この場合、教員以外の専門家から教わることも大切です。

3つ目。高等部は身体の成長が著しい時期でもあります。からだや性の成長を知って、健康的な生活を送る土台を作ることが大切です。不安を抱えながら高等部生活を

送っている生徒にきちんと教えることで、安心して青年期を迎えることが出来て、精神的安定につながっていきます。そして卒業後にも余暇活動を楽しむ生徒であって欲しいと思います。ある生徒は陸上競技が得意です。彼は「就職して働くんだけど、土曜日から日曜日は休んで、好きな陸上をやりたい。そういうクラブがあったらぜひ入りたい」という夢を語ってくれました。

最後に、社会的視野を広げて社会の動きに関心を持ってもらいたい、ということです。社会の主権者として社会に関わって生きてゆく、精神的なたくましさや権利意識を持った青年になってもらいたいということです。

#### ○作業学習のとりくみ

作業学習は今まではブロック毎の取り組みでしたが、昨年からは1年から3年までを縦割り集団を作り、希望に基づいて（ただし3年間で複数の作業班を経験すること）取り組んでいます。作業班は6つありますが、多様な集団の中で子ども同士の関わりが増えてきており、障害の軽い生徒が重い生徒のことを考えながら活動出来る、そういうことを大事にして取り組んでいます。

このように作業学習では一つの技術を身につけるというのではなく、いくつかの作業を経験しながら、自分はどんな作業が向いているのか、自分を見つめる学習、自分を捜す活動になっています。

#### ○自治活動の取り組み

集団性、規律、集団の中の自分の発見という意味で自治活動は大切だと思います。

生徒会活動では自分たちで企画しながら新入生歓迎会、球技大会、3年生を送る会、上尾橋高校との交流会などを行います。昨年度は「この学校は何を改善したらより良い学校生活になるだろうか」という観点から「要望書」を作って校長先生と話し合ったことがありました。彼らからは「グラウンドをもっと広くしてほしい」「自転車置き場を広げて欲しい」といういろいろな要望が出されました。

生徒会でそれをまとめ「どうしたら実現出来るだろうか」について相談したら「校長先生と話してみようか」という話になりましたが、最初は「そんなこと校長先生に言っても無理じゃん」「そんなことしても学校が広がるわけないじゃん」といった意見が出たようです。そこで職員が「これはみんなの要求なんだから、実現するために頑張って知恵を出し合ってやっつこうよ」ともっていき「じゃあ校長先生と話してみようか」となって懇話会を行いました。30分位かけて要求をまとめた経過を話したところ、校長先生も親身になって考えてくれて「校庭を拡張するのは難しいけど、みんながケガをしないようにグラウンドを整備したり、自転車置き場を広げることを検討する」というような回答がありました。自治活動が自分たちの生活をより良くしていくものであり、将来の主権者として主体的に生活する上でとても大切なものだ、と思います。

#### ○進路の取り組み

3年間の中で、自分たちの進路は自分で決めよう、ということを目指しています。1年生は職場見学を通し、2・3年生は現

場実習を通して自分の将来について考える学習をしています。大事なことは「自分を客観視する」ということです。これは進路だけでなく、教科学習でも取り組まれています。自分史を作って自分を振り返る、友だちとの関わりを深める中で自分を深める。自分にあった職場は何だろう、というようなことを考えながら将来の生活を考える、そんな学習が大事だと思います。

進路は進路担当だけでなく、総合的な取り組みの中で考え、総まとめ的な学習活動になるだろうと思います。そして卒業式時には、自分の進路先を発表し、こんな生活をしたいという頑張る目標を発表する、そんなことを目指しています。

#### ○その他

自分の好きなこと、得意なこと、キャラクターを豊かにする取り組みも大切にしています。

これらの学習を通して、自分なりの考え方、自分が自信を持って生きていく、そんな自信のようなものを持って卒業し、大人に向かって行って欲しいと思います。長い人生いろいろなことがあるでしょう。卒業後の進路で人生が決まるわけではなく、いろいろな進路があると思います。それに対して精神的・肉体的にたくましく挑戦して欲しい、社会の中で自信を持って成長して欲しい、と思っています。

卒業後の生活を考える上で、学校生活がとても大事だと思っています。

#### ■櫻井氏

生徒たちが自己肯定感を持つことの大切さをお話頂きました。

4人の方々の発言を受け、フロアーからの発言を受けます。特に柱は立てませんが、いかがでしょうか。

#### ■障害者運動関係者

障害者自立支援法について発言します。先生方が日々、命をかけて行っている実践は障害者自立支援法ではまったく逆になります。子どもが一人でトイレに行ける、人と話せるなどのことが出来ると手当が0円になります。

どうするか。養護学校の先生たちと親がしっかりと手をつなぎ運動をつくるのが非常に大事です。このことなくして障害者の未来はない、ということです。また地域のサークル等で大いに勉強することです。

先ほど、タックス・ペイヤーという話がありました。障害者にはあらゆる攻撃がかかってきています。働ける人は働け、働けない人は面倒見ない、というのが実態です。今はかなり重度でない作業所には入れません。そういう状況を作ってははいけません。

障害者が本当に安心して生活できる社会をつくるため、先生と親が手を結んで障害者自立支援法を打破することが大切です。今のマスコミにだまされるととんでもないことになります。自分がいつ障害者になるかもわかりません、地域でみんなと一緒にあって事の本質を見抜くことが大切です。

#### ■中学校・特学担任

子どもの進路についての現状と質問です。

高校に入った時、障害を持った子どもへの支援はどの程度になりますか。例えば去年、特学の子で精神的疾患（知的障害は比較的軽度です）のある子がいました。10月にある高校の定時制に見学に行きました。いろいろな説明を受けた時に高校側は「受けてもらって結構です。たぶん受かるとおもいます。だけど高校に入った時に私たちがどのくらい面倒みられるか分かりません。」というお話でした。しかも例えば子どもがパニックになってどこかに行ってしまうても探せる教員はいません、ということ具体的な数字を挙げて説明された、というのです。そのことを聞いて進路変更を考えました。

また通常学級に知的障害のある子がいます。親御さんとしては高等養護学校ではなく、普通高校に行かせたいということでした。社会性を身につけて欲しい、という考えであるようです。そこで底辺校や困難校だと入学は出来るのでしょうか、いじめに会うことも十分に考えられますし、学力はやっぱり低いですから進級が可能かどうか心配です。夏目先生は「結果として羽生高校は人数が少なく対応出来た」というお話でしたが、一般的な高校で障害児教育に熱心な先生がいる学校としない学校ではずいぶん温度差はあるのでしょうか、「いじめ」や「進級」のことについて教えていただけますか？

### ■養護学校・保護者

私がボランティアで関わりを持っている発達障害の子どもたちのことです。小学生で通級に行ってる子どもが私の市には結構います。親御さんが中学校と連携をと

りながら必要な支援のことについて入学前から細かく手だてを講じていたのですが、とうとう不登校になってしまいました。

市では不登校児を集めて対応していますが、中学に進学してからの、小学校にあるような通級教室のような具体的な支援は、どうやっていけばいいのでしょうか。

### ■中学校・特学担任

中学校の通級指導教室というのは県内には1つもないですから、障害児学級か普通学級か、どちらかを選択することになりますが、障害児学級でそういう子どもたちを引き受けているのが現状だと思います。昨年の4月から校内委員会の組織はすることになっていますが、実際に機能しているところは非常に少ないでしょう。不登校になった時点で校内委員会やコーディネーターと話をすることは出来ると思いますが、学校によって状況は違うでしょうから難しい場合もあるでしょう。結論としては、学級で対応をすることになると思います。

### ■櫻井氏

制度的には中学校に通級指導教室は可能なんだけど、具体的に整備されていない中では障害児学級がサポートする、ということだったと思います。

### ■養護学校・教員

今の制度に関して狭山西中学校での新しい実践を紹介します。

その子はアスペルガー症候群で、小学校で通級教室に通っていました。IQは140ある子です。中学校への移行支援として

3月から小学校と中学校で連携し、通常学級でどう対応するかについて協議してきました。特学のある中学校で、特学担任がコーディネーターですが、コーディネーターが小学校に行き、実際に教室に入って授業を見るという取り組みをしました。またコーディネーターが「アスペルガー症候群」について話をしたり、その子の具体的な実態（どうするとパニックになる、今の状態など）について職員会議で報告し「ちゃんと対応しないとすぐに不登校になる子です。不登校にしないためには教員が変わらないといけません」と話を進めてゆきました。やや特徴的な子で、他の人と一緒にの空気は吸えないのでマスクをする、他の子が触った物は触れないので手袋をする、フードをかぶって登校する、など特異的ではありますが、今も通学できています。

今後、このような取り組みをどこで始めるのか、その子の障害を認めつつ、生徒指導的な対応に終始しない実践を積み重ねて、通常学校でやっていけるのかどうかを考えていかないといけないだろうと思います。

別の学校の例では、不登校の子へ登校指導を行い、20名くらい学校に来られるようになりました。でも学校に居場所がなく、教室に入れないので学校のあちこちにいるような状況になりました。そこで学校として2年前から「リソースルーム」という場を作り、パーティションで区切って子どもの居場所を作っています。そこで学習の遅れを取り戻すため、空き時間の先生が来て個別指導をするという取り組みも、実験的だと思いますが少しずつ行われています。

#### ■櫻井氏

最後にパネラーから、質問に答えるような形でお一人ずつお話頂きます。

#### ■夏目氏

いろいろありがとうございました。今の中学校の例について、受け入れる学校の事情もあるし、考え方もあるでしょう。私は養護学校の経験があって、こういう子どもたちの問題に関心を持っていますが、そういう教員がいるかいないかは、小さな集団であれば大きなポイントになると思います。先ほど、夜間部は小さな集団で結果的にではありますが障害のある生徒に対応できているというお話をしました。ここでは昼間部の話をします。

昼間部は一学年80名が入学し3クラスに分かれています。私は1年次28名の担任をしています。去年の例ですが、知的障害の障害児学級から入学した生徒がいました。全日制の場合、多くの学校では「学年制」を敷いています。学年制は校内規定で、ある単位以上を落とした場合にはもう一度全部を履修しなおすことになっています。例えば数学一教科だけでも落としたり他の教科は取れていても全てもう一度やりなおし、という規定です。でも羽生高校は「単位制」ですので、取った単位は卒業まで加算されて74単位以上で卒業ということになります。言い方も「一年生」ではなく「一年次」「二年次」と言います。

単位制も学年制も一長一短があります。しかし羽生高校に不登校等の生徒が集まっているというのは「システム上の優しさ」があるからではないか、と考えていま

す。

先ほどの生徒は一年次で、10単位以下しか取れませんでした。ですから一年次の後半から学校が嫌になってしまったんです。でも学年末の指導で「もう一度、羽生高校でやりたい」と言ってきました。だいたいこの生徒はおおむね単位修得できて、3年間で卒業する生徒が6割7割くらいいます。その生徒が2年目を迎え、再び20数単位登録しましたが、現状はどうか。夏休み前までは、非常に朝早く来ていました。1時間目の授業は8時50分に始まるのですが、7時くらいには登校しています。昼間部は1、2時間目をやってから10時30分にSHRがあります。ます。3、4年生になると1、2時間目を取らないという履修方法もできる、ということです。その子は朝7時に来て、授業は全く受けずSHRだけ顔を出しています。学校にはちゃんといるので。テストも受けません。

このままでは単位は取れないでしょうから、親御さんと担任が面談をしました。本人は「やりたい」と言っています。ところが昼間部は250名以上の生徒がいますからそういう中で、この子に特化した個別の支援は残念ながら出来ていません。システムとして登校しやすく、学校に居やすいということはあるのですが、そこが全日制の学年制の高校と違うところか、と思います。

学級規模が小さいからできている、というのでは将来的にはいけないだろうと思います。全日制の大規模校でも、仮にその学校に入学できたのであれば、入学後の対応を組織的に取り組まなければいけないでしょう。組織を変えるのは難しいので、

私ができることは、まず授業だと思っています。私は「私の授業をまず見て欲しい」と言っています。8月に県教委主催の定通の研究協議会がありましたが、LDのような生徒に授業でどう対応しているかについて報告をしました。希望としては定時制高校に限らず、高校の先生方にこういう視点で生徒を見てほしい、と思い発言しました。残念ながらまだそれほど広まってませんが、だんだんと温度差が埋まってきて進路保障などにつながってほしいと思います。

高校では教科教育がメインですし、単位の認定は各教師に任されています。大規模な学校で校内規定に触れるのは非常に難しいですから、評価の基準は変えないようにして、評価の手だてや手段を変えるということに対応してはどうか、と考えます。例えば定期考査の時に拡大した答案を配る、識字障害の子に読んであげるなどの支援です。こういう研究をもっとやってもらい、発達障害が疑われる生徒への高校での支援方法が広まって行って欲しいと感じています。

## ■久遠氏

自立支援法の問題は、養護学校職員としても大きな問題と思っています。力をつけて卒業させていきたいと思っていますが、家庭によっては施設を辞めざるを得ない状況も出てくる可能性があります。職員研修をしたり保護者への学習会に取り組んでいます。施設職員の話では6月の時点で退所した人もいたと聞きました。本校高等部3年生の中にも、めざす施設に入りたくて卒業まで待てずに退学した生徒もい

ました。保護者の負担になるということは生徒への負荷がかかってくるということですから、何とかしないとイケない、と思っています。

施設は年間、数百万円単位で収入減になっています。職員を減らしたりパート化せざるを得ないという問題が出ています。自立支援法とは名ばかりで、隠された問題は大きいです。保護者とともに力を合わせていきたいと思っています。

## ■小野氏

先ほどコーディネーターの櫻井さんから「居場所」と同時に「中身」の問題が提起されました。私のレジメでは「居場所」と「出番」という書き方をしたのですが、障害のある子もない子も、どの子も主人公になれる場と学習内容を作っていくことの大切さを痛感しているところです。

この夏、埼高教は高校に在籍する「知的障害のある子」「ADHDなど発達障害をもつ子」たちの状況について調査を行い、69校から回答がありました。その結果、いわゆる「教育困難校」や定時制に障害児学級を卒業した子どもたちや、明らかにLDやADHDだと思われる子、またそのように診断されている子どもたちがかなりの人数でいることが明らかになりました。

先生方が個人的に頑張っている例ばかりでなく、職員会議の中で生徒の実態を明らかにし共通理解を図ったり、研修会を開いたりしているところも少しずつふえています。多くの学校で研修会や教員の加配、専門職員の派遣などを望んでいます。しかし現状では県はまったくの無策です。正式な交渉での回答ではありませんが、このよ

うな子どもたちの学習の場として「パレットスクールなどが良いのではないか」などということもあります。もちろんパレットスクール自体には一定のニーズがある学校ですが、発達障害の子どもたちにとってはまったくふさわしくない、と私たちは考えています。

先ほど自立支援法の話がありました。教育の分野では今、教育基本法改正案が臨時国会で論議されています。私はこの改正案は障害児教育の発展に逆行するものだ、と強く思っています。

私が新任で就職した学校は1978年に開校した学校ですが、義務制以前でしたので小1に入学するのでさえも「入学基準」というものがあつたそうです。「情緒障害が重くない子」「一人で歩ける子」「自閉症が重くない子」などなどで、「基準」に満たないとされると学校教育そのものが受けられない時代でした。わずか20数年前の話です。

そんな状況の中、私たちの先輩教職員は、教育基本法第三条「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」に基づく教育の機会均等、あるいは第十条「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」に基づく条件整備義務などを根拠にしながら、一人ひとりに行き届いた教育をすすめていくとりくみを発展させてきたのが、今の障害児教育の歴史です。

今こそ学校と教育のすみずみに、教育基

本法を生かして、「権利としての障害児教育」を発展させていくことが何よりも大切です。

## ■長氏

昨日、私が担当している在宅訪問の小学部3年生の男の子と一緒にいました。その子の家の近所にある大学の大学祭に行っていました。大学の学生たちが近所の障害のある子どもたちと遊ぶというサークルを作り、大学祭で店を出したので遊びに行ったわけです。在宅の子どもたちですから、高等部を卒業した後も在宅支援が中心に考えられないといけません、なかなかそこまでできている地域は多くありません。

そのような施策の可能性の一つとして、大学の若い力を使っていくこともあるのではないかと感じています。学生そのものは4年で回ってしましますが、先輩から後輩につないでいってもらい、その子の自宅での支援ができるようになることもあるのか、ということを感じてきました。

## ■櫻井氏

今日は「すべての子どもたちに豊かな後期中等教育を」というスローガンを掲げています。これには2つの側面があると思います。

1つは「例外を作らない」ということです。障害の重い人も、軽度（知的な部分で軽度であっても生活上には困難を抱えている子たちだと思います）発達障害の子どもたちも、制度の狭間にいるような子どもたちも、すべての子どもたちが権利保障されるようにする、という側面です。

もう1つは、障害者自立支援法の問題や、

県から教育にかけている攻撃もそうですが「コスト優先」の風潮ということです。一人一人を大事にするためには、対応にも多様性が求められコストがかかります。そのような状況において、私たちも分断されるのではなく視野を広げ、教育だけでなく福祉分野など自分が直接関わっていない分野とも手を携え、全ての子どもたちに豊かな後期中等教育を求めるようにする、という側面です。

まだまだ問題はありますが、制度がないのなら、その制度を作らせていく運動が大切だと思います。いろいろ実験的な試みも始まっていますから、その良いところを広めていくこと、理解者を増やしていくことを考えたいです。高校段階でも文科省指定の研究が進んでおり、私学では障害を持っている子どもだけでなく不登校の子どもたちも含めて実験的な取り組みも出始めています。

私たち公立学校でも、いろいろチャレンジしながら、成果をあげて制度化を要求していくことが必要になっていると思います。

## 【閉会あいさつ】

### ■川名氏

光は当たったけど手だてがない、という状況の中、現場レベルで努力している姿がかいま見えたと思います。地域の中で、また学校に戻ってこのような学習会を行うことの必要性を感じています。今日はありがとうございました。